

函 子 サ

令和4年(2022年)9月13日

民生常任委員会委員 各位

子ども未来部長

#### 参考資料の配付について

このことについて、令和4年5月から6月にかけて、本市において市内の保育所、幼稚園および認定こども園を対象に実施した安全管理の実施状況調査の結果をとりまとめましたので、資料配付いたします。

なお、このたび、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受けて本市では、国による安全管理の徹底に係る周知文書を配付するとともに、事故防止対策の実施状況の再確認について通知することで、市内の保育所、幼稚園および認定こども園に対し、あらためて安全管理の徹底について注意喚起を行ったところです。

今後は、各施設における安全対策のさらなる向上に向け、送迎バスを有する全施設を対象として、年内を目途に安全管理に関する実地調査を実施してまいります。

#### 記

##### ○配付資料

- ・ 幼児教育・保育施設における安全管理の実施状況調査結果報告書

（ 子どもサービス課  
電話 21-3945 ）

## 幼児教育・保育施設における安全管理の実施状況調査結果報告書

1 調査の対象 保育所，幼稚園および認定こども園 全65施設

2 調査の期間 令和4年5月から6月まで

### 3 調査の実施方法および内容

調査に当たっては，各施設の安全管理が，法令等を遵守し，子どもの安全を確保できるものとなっているかについて，調査項目を定め，その回答をとりまとめた。

なお，調査における着眼点は次のとおりとした。

- (1) 基本的な事故防止対策の実施状況は適切か。
- (2) 園外活動時における事故防止対策の実施状況は適切か。
- (3) 送迎バスにおける事故防止対策の実施状況は適切か。

### 4 調査内容ごとの結果および所見等

- (1) 基本的な事故防止対策の実施状況は適切か。

#### ア 組織的な安全管理体制の確立について

全ての施設が危機管理マニュアルや事故防止マニュアルの作成および施設における危機管理の責任体制を整備し，組織的な安全管理体制を確立していた。

#### イ 危機管理マニュアル等の実効性について

施設において，保育士や幼稚園教諭はもとより，保育補助者や調理師，用務員，事務員等様々な業務に携わる職員を含め，全ての職員が危機管理マニュアル等を理解していると答えた施設が58施設（89.2%），全ての職員が安全管理体制を理解していると答えた施設が56施設（86.2%）あった。

危機管理マニュアル等や安全管理体制について，全ての職員が理解しているわけではないと答えた施設に対しては，今後，安全管理体制のより一層の充実を図るため，保育に携わらない職員も含めた全ての職員が，施設全体の安全管理について理解を深めるよう助言していきたい。また，職員の理解度を定期的に確認するなど，マニュアルの実効性を高める取り組みにも積極的に取り組むよう助言していきたい。

## ウ 計画的なマニュアル内容の点検と見直しについて

危機管理マニュアル等の見直しを毎年行っている施設が52施設（80.0%）、組織内の安全管理体制の見直しを毎年行っている施設が56施設（86.2%）あった。

危機管理マニュアル等や組織内の安全管理体制の見直しを毎年行っていない施設に対して、今後、マニュアルの実効性を高めるためにも、気づいたときに見直すだけでなく、定期的に機会を設け、「社会状況の変化に対応しているか」「複雑で覚えきれず実効性に欠けるものとなっていないか」「組織体制や職員の能力に沿った内容となっているか」など、責任者および職員によりその内容を見直すことの重要性について助言していきたい。

## (2) 園外活動時における事故防止対策の実施状況は適切か。

### ア 園外活動が計画的であり、子どもの安全に十分配慮しているか。

全ての施設において、園外活動が計画的なものとなっており、また、その日の状況を確認したうえで、常に子どもの安全に配慮して行われていた。

### イ 万が一を想定した安全確保の取り組みについて

園外活動時には毎回、必ず目的地や経路について事前の安全確認を行う施設が58施設（89.2%）、散歩マップを作成して定期的に安全の確認を行う施設が56施設（86.2%）あるなど、各施設で安全確保に向けた様々な取り組みを行っていた。

今後、全ての施設を対象に毎年実施している指導監査時において、「安全だという思い込みで危険を見過ごしていないか」「緊急時にも冷静に対処できるような準備が整っているか」「子どもの事故だけでなく保育者に事故が起きた場合まで想定しているか」などの視点で、さらなる安全確保に向けて改善を続けるよう助言していきたい。

### (3) 送迎バスにおける事故防止対策の実施状況は適切か。

65施設中、園児をバスで送迎している施設は23施設、そのうちバスを自己保有している施設は21施設となっており、運転手も含めて運行業務全体を業務委託している施設は8施設となった。

園児をバスで送迎している施設における法令遵守の状況や事故防止対策の実施状況については以下のとおりとなった。

#### ア 運転手の安全運転技術の確保について

全ての施設において、運転業務経歴等の客観的事実から、安全運転技術の信頼性を確認していた。

#### イ 保護者との適切な契約と道路運送法に基づく許可の状況について

送迎バスの経費の一部を実費徴収している施設は7施設あったが、全ての施設において、目的外または不当に高額な金額の徴収はしておらず、保護者に対して利用上の重要事項説明を適切に行い、同意を得ていた。また、そのうち5施設が自家用自動車を使用していたが、いずれの施設も道路運送法に基づく有償運送の許可を得ていた。

#### ウ 道路交通法に基づく安全運転管理者の選任状況について

全ての施設において、安全運転管理者を選任し、その義務を果たしていた。

#### エ 道路運送車両法に基づく整備管理者の選任状況について

整備管理者の選任基準に該当する施設は全て、整備管理者を選任し、その義務を果たしていた。

#### オ 業務委託の契約内容について

事故発生時の補償など、委託における責任分担の明確化については、概ね適正に行われていた。

契約についての基準や制約はないが、当事者の責任の範囲が明確になっていない場合、事故対応に支障が生じることがあるため、今後、指導監査時に契約内容の確認を行うなど、必要に応じて助言していきたい。

#### **カ 幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドラインに記載された推奨事項への対応状況について**

シートバックについて当該ガイドラインの示す内容となっている車両を用いている施設が13施設（61.9%）あるなど、当該ガイドラインに沿った状況の施設が一定数あった。

当該ガイドラインは、安全な車両開発の促進と、施設が車両導入する際の参考となることを趣旨としたものであり、安全対策を義務付けるものではないが、幼児の安全対策として万全を期すための参考として、各施設に対してはガイドラインに沿った対応を促していきたい。

#### **キ 道路運送車両法に基づく安全な車両の使用について**

幼児専用車（専ら幼児の運送の用に供する自動車）を保有している施設は20施設あり、いずれも道路運送車両の保安基準（国土交通省令）の要件を満たすとともに、自動車検査証の有効期間である12か月以内に継続検査（車検）を行っていた。

なお、車検までの間に行う道路運送車両法上の定期点検については、一部施設において実施間隔の認識に違いがあった。

車検と同様、道路運送車両法に基づく定期点検についても、適切な期間ごとの実施を求めている。

#### **ク 搭乗する園児の環境に対する配慮について**

園児をバスで送迎している施設は全て、園児の年齢や発達状況に配慮して搭乗させており、その人数や搭乗時間が過大とならないように経路設定を行っていた。

#### **ケ バス運行に係る管理運営体制について**

全ての施設において、管理運営体制および役割分担ならびに日々の運行状況および整備管理状況の確認体制を明確にしているなど、安全確保のため、適切な取り組みを行っていた。

## コ 事故発生時における適切な処理のために必要な措置について

園児運送中における事故発生時の対応に関して訓練等の定期的な実施を行っている施設が10施設（43.5%）であったほか、地震・津波・浸水等の自然災害についてマニュアル等により対策を講じている施設が17施設（73.9%）にとどまるなど、安全対策の向上に向けてさらなる改善の必要性が認められた。

安全対策の向上に向けて、今後、指導監査の中で事故発生時の対応について詳しく取り組み状況を確認し、各施設が安全対策の向上に向けた改善を続けるよう促していくこととしたい。

## サ 事故の発生状況および補償の確保状況について

過去5年間において、事故が発生した施設は5施設（21.7%）あったが、いずれのケースも乗車していた園児に怪我はなかった。なお、補償の発生した事故は全て対応が完了しており、事故の再発防止に向けて、マニュアル等の見直しと改善に取り組んでいた。

## シ 子どもの人数確認や運行中の事故防止対策について国が示す対策を適切に講じているか

福岡県中間市において保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなったことを受け、厚生労働省・文部科学省・内閣府連名で、令和3年8月25日付け事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」が発出されているが、全ての施設において、そこで示された内容に沿った適切な取り組みを行っていた。

このたび、静岡県牧之原市で同様の事故が再度起きたことから、二度とこのような事故が起こらないよう、今後、全施設を対象として、早急に実地調査を行い、各施設における事故防止対策について、考え方や手法の実効性および妥当性等を確認しながら、適切な取り組みとなるよう助言していきたい。

**施設における安全管理の実施状況調査について**

※ 回答欄には、該当する場合は「○」、そうでない場合は空白としてください。また、数字で答える項目では数字を入力してください。

施設名：

\_\_\_\_\_

**1 基本的な事故防止対策の実施状況について**

No.	調査内容	回答
1	危機管理マニュアルや事故防止のためのマニュアル（以下「危機管理マニュアル等」という。）は、国のガイドラインに準拠したものとなっている。	
2	施設の実情に応じた独自の危機管理マニュアル等を作成している。	
3	全ての職員が危機管理マニュアル等を理解している。	
4	全ての職員が危機管理マニュアル等を理解していることを確認するための仕組みがある。	
5	施設における危機管理の責任者および責任者不在の時の代理者が定められている。	
6	危機管理マニュアル等は、責任者等により、定期的（1年に1回以上）に見直されている。	
7	危機管理マニュアル等に沿って、組織内の安全管理体制が明確になっている。	
8	組織内の安全管理体制は、危機管理マニュアルの内容を遂行可能なものとなっている。	
9	全ての職員が安全管理体制を理解している。	
10	全ての職員が安全管理体制を理解していることを確認するための仕組みがある。	
11	組織内の安全管理体制は、責任者等により、定期的（1年に1回以上）に見直されている。	

**2 園外活動時等における事故防止対策の実施状況について**

No.	調査内容	回答
12	園外活動時には、毎回必ず、目的地や経路について事前に安全の確認を行っている。	
13	散歩マップを作成し、その目的地や経路について定期的に安全の確認を行っている。	
14	日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔があいた場所については、事前に下見を行うこととしている。	
15	目的地や経路についての安全確認の情報は、毎回必ず、職員間で情報共有している。	
16	園外活動は、事前にその目的地、行程、園児の人数、引率者等について職員間で検討した上で計画的に行っている。	
17	園外活動の際は、その日の子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を検討し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認している。	
18	園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について、明確に決められており、職員全員が理解している。	
19	園長等の責任者や施設に残る職員が、常に散歩の内容や出発時刻を把握している。	
20	目的地への到着時や出発時以外でも、必要に応じて随時、人数や健康状態を確認することとなっている。	
21	散歩等の園外活動には、必ず複数名の保育士または教諭が付き添っている。	
22	職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩くといったことのほか、子どもの安全確保に必要なルールや注意事項を定め、徹底している。	
23	目的地では、活動の前に、毎回必ず安全確認を行うこととしている。	
24	登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、複数名での確認を徹底している。	
25	園外活動後は、速やかに園長等に帰園の報告をし、活動時に気づいた危険箇所やヒヤリハット事例があれば職員間で共有することとしている。	

**3 送迎バスにおける事故防止対策の実施状況について**

※送迎バスの運行がない場合はNo.26で終了です。その場合、No.27以降の回答欄は空欄のままにしてください。

**(1) 運用に関する基本的な情報**

No.	調査内容	回答
26	園児をバスで送迎している。 【令和4年5月1日時点の利用園児数】（送迎している場合は、区分ごとに人数を入力してください。）	
27	① 1号人数（満3歳を含む）	
28	② 1号のうち満3歳の人数	
29	③ 2号の人数	
30	④ 3号の人数	
31	送迎バスの保有台数（リース車両を含む） 【保有している送迎バスの乗車定員および車両総重量】（保有台数に応じて数字を入力してください。）	
32	1台目の乗車定員（大人換算の人数）	
33	1台目の車両総重量（kg）	

34	2台目の乗車定員（大人換算の人数）	
35	2台目の車両総重量（kg）	
36	3台目の乗車定員（大人換算の人数）	
37	3台目の車両総重量（kg）	
38	4台目の乗車定員（大人換算の人数）	
39	4台目の車両総重量（kg）	
40	5台目の乗車定員（大人換算の人数）	
41	5台目の車両総重量（kg）	
42	6台目の乗車定員（大人換算の人数）	
43	6台目の車両総重量（kg）	
44	送迎バスの経費の一部を実費徴収している。	
45	運転手を直接雇用している。	
46	運転手を派遣または個人との業務委託契約によって確保している。	
47	運転手も含め、運行业務全体を業務委託している。	
	<b>【運転手の安全運転技術を確保するための方法】</b> （いずれかに○をつけてください。）	
48	第二種運転免許の取得を条件としている。	
49	運転業務の経歴がある等、安全運転技術の信頼性を客観的事実で確認している。	
50	その他の方法で安全運転技術を確認している。	
	<b>【運行业務全体を委託している場合の委託事項】</b> （該当するもの全てに○をつけてください。）	
51	運転業務	
52	整備管理業務	
53	運転経路管理業務	
54	その他の車両管理業務	
55	その他の運行管理業務	

(2) 法令等の遵守状況

No.	調査内容	回答
	<b>保護者との適切な契約と道路運送法に基づく許可</b>	
56	実費を超えて、目的外または不当に高額な金額の徴収をしていない。	
57	保護者に対して利用上の重要事項説明を適切に行い、同意を得ている。	
58	自家用自動車を使用し、実費徴収している場合、有償運送の許可を得ている。	
	<b>道路交通法に基づく安全運転管理者の専任</b>	
59	自動車の使用者として、安全運転管理者を選任している。	
60	安全運転管理者の義務を果たしている。	
	<b>道路運送車両法に基づく整備管理者の専任</b>	
61	自動車の使用者として、整備管理者を選任している。	
62	整備管理者の義務を果たしている。	
	<b>委託等における注意事項</b>	
63	有資格者または法人への委託・派遣契約により運行する場合、その資格内容および有効期限を確認している。	
64	運行业務全体を委託している場合、委託先の事業者が、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を得ており、緑ナンバーの車両（事業用自動車）を使用していることを確認している。	
65	通常運行時における責任の分担が、契約書上で明確になっている。	
66	不慮の事故もしくは運転手または職員の過失による場合など、事故発生時の補償責任の分担が、契約書上で明確になっている。	
67	受託者が適切に業務実施していることについて常に確認・監督し、日々記録している（報告書形式を含む）。	
	<b>車両の安全確保</b>	
68	シートバックの後面に緩衝材が備えられている。	
69	シートバックの高さが、衝突時における幼児の飛び越え防止に配慮されている（470mm～490mm程度）。	
70	「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（H25年3月 車両安全対策検討会）に配慮された自動車への買い替えを予定している。	
71	買い替え予定時期（おおむね何か月後を予定しているか、月数を入力してください。）	
72	座席ベルトをせずに高速道路等の運行はしないこととしている。	
73	車両火災等を想定した緊急時の脱出訓練を実施している。	
74	緊急時の脱出訓練の頻度（おおむね何か月に一度実施しているか、月数を入力してください。）	
75	道路運送車両の保安基準に基づき幼児専用車の要件を満たす車両を使用している。	
76	車検および定期点検について、適切に実施していることを確認している。	
77	車検の実施間隔（何か月に一度実施しているか、月数を入力してください。）	
78	定期点検の実施間隔（何か月に一度実施しているか、月数を入力してください。）	

(3) 適切な運行管理の実施状況

No.	調査内容	回答
	<b>搭乗する園児の環境</b>	
79	想定される乗車時間に対して園児の年齢や発達状況が適切であることを常に確認している。	
80	車両設備に対して園児の年齢や発達状況が適切であることを常に確認している。	
81	搭乗人数が園児の状況に応じた適切なものとなっていることを常に確認している。	
82	園児の搭乗時間が過大とならないように配慮して経路設定している。	
83	園児の搭乗時間制限（最大何分以内としているか、分数を入力してください。）。	
	<b>安全運行のために必要な措置</b>	
84	管理運営体制（総責任者、運行管理者、整備管理者、実務者等）および役割分担を明確にしている。	
85	日々の運行状況や整備管理状況の確認体制を明確にし、適切に実施している。	
86	走行中の外的要因または運転操作に基づく車内での事故における責任の所在を明確にし、対策を講じている。	
87	利用者または同乗者による人的な事故における責任の所在を明確にし、対策を講じている。	
88	車両整備状況に起因する事故防止対策を講じている。	
89	運行体制全般の定期的な点検および見直しを年一回以上実施している。	

(4) 非常時や災害への対応状況

No.	調査内容	回答
	<b>事故発生時における適切な処理のために必要な措置</b>	
90	園児運送中における事故の責任の所在を明確にしている。	
91	園児運送中における事故発生時の対応方法を明確にし、関係者へ周知徹底している。	
92	園児運送中における事故発生時の対応に関する確認や訓練を定期的に行っている。	
	<b>過去5年間における事故の有無および事故発生時の対応</b>	
93	発生していない。	
94	発生している場合の経過年数（およそ何年前に発生したか、年数を入力してください。）	
	<b>【発生した事故の種類】</b> （事故が発生した場合は、該当するもの全てに○をつけてください。）	
95	対人事故	
96	対物事故	
97	乗車している園児の怪我	
98	その他	
	<b>【発生した事故の概要】</b> （事故が発生した場合は、その概要をお答えください。）	
99	損害総額（およその金額を1万円単位で入力してください（50万円→50と入力。））	
100	補償総額（およその金額を1万円単位で入力してください（50万円→50と入力。））	
101	補償完了までの期間（およそ何か月かかったか、月数を入力してください。）	
	<b>【再発防止策の実施状況】</b> （事故が発生した場合は、いずれか該当するものに○をつけてください。）	
102	第三者委員会等による原因調査を行い、事故防止対策を法人で検討し、実施した。	
103	法人内で原因分析等を行い、対策を講じた。	
104	園内で危機管理マニュアル等の見直しと改善を行った。	
105	園内で情報共有し、事故防止策を協議した。	
	<b>事故発生時における対応やマニュアルの内容</b>	
106	様々な事故や災害を想定したものになっている。 （衝突事故、車両の不調、運転手の体調不良、園児の体調不良、その他不測の事態など）	
107	発生した事故の重大性や規模、内容に応じた想定がされている。 （軽度、重度、緊急性、状況悪化の可能性、大人数の場合、大人の場合、園児の場合など）	
108	適切な救急対応が想定されている。	
109	二次被害の発生（交通事故の場合、速やかに周囲への対応をするなど）に配慮されている。	
110	地震、津波、浸水その他自然災害について想定されている。	
111	車両の規模（中型、小型など）に配慮した内容となっている。	
112	園児の発達状況に配慮した内容となっている。	
113	実現可能な内容となっている（高度に専門的であったり、複雑で間違いやすい内容となっていない）。	
	<b>損害保険等による事故発生時における補償の確保状況</b>	
114	対人補償は無制限である。	
115	無制限ではない場合、対人補償の上限額（およその金額を1万円単位で入力してください。）	
116	対物補償は無制限である。	
117	無制限ではない場合、対物補償の上限額（およその金額を1万円単位で入力してください。）	
118	乗車している園児に対する一人当たりの補償額は無制限である。	
119	無制限ではない場合、乗車園児に対する一人当たりの上限額（およその金額を1万円単位で入力してください。）	

(5) 厚生労働省・文部科学省・内閣府連名の令和3年8月25日付け事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」に示されている事項の実施状況

No.	調査内容	回答
120	送迎バスの運行時は、運転手のほかに保育士または教諭等、子どもの対応ができる職員が必ず同乗している。	
121	子どもの乗降車時は、座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有している。	
122	子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底している。	
	<b>【情報共有の方法】</b> （該当するもの全てに○をつけてください。）	
123	バスの出発前に、運転手および同乗者（保育士・教諭等）が出欠状況を確認している。	
124	運転手および同乗者（保育士・教諭等）が、出欠状況を車内でも再確認できる状態にしている。	
125	バスの出発後に欠状況が変更となった場合、直ちに施設とバス内の職員が情報共有できるようにしている。	
126	乗降場所で想定外の状況になった場合、直ちに施設と情報を共有し、施設管理者等の指示を仰ぐこととしている。	
127	上記以外の方法で情報共有している。	
128	登園時における子どもの人数確認について、複数名での確認を徹底している。	
	<b>【送迎バス到着時に子どもの人数確認をする者】</b> （該当するもの全てに○をつけてください。）	
129	園長が必ず確認する。	
130	副園長（または教頭）が必ず確認する。	
131	主任（または主幹）が必ず確認する。	
132	担任が必ず確認する。	
133	同乗者が必ず確認する。	
134	運転手が必ず確認する。	
135	その日の状況に応じて、上記の中からいずれかの者が複数名で確認する。	